

石川県公報

平成31年3月8日

第13187号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		目 次	
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○争議行為の通知公告 (労働企画課)	5
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	1	○土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告 (都市計画課)	6
○保安林の指定の解除予定の通知 (森林管理課)	2	○土地区画整理組合の理事就任公告 (同)	6
○白峰漁業協同組合に係る遊漁規則の変更の認可 (水産課)	2	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	7
		○入札公告 (教育委員会事務局)	7
公 告		内水面漁場管理委員会	
○県有財産貸付入札公告 (管財課)	3	○漁業法の規定によるコイの持出しの禁止の一部改正	9
○石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表 (企画課)	5	○共同漁業権漁場の平成31年度目標増殖量	9

告 示

石川県告示第77号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成31年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	熟れどき妻 欲しがる下半身	新 日 本 映 像
〃	絶倫未亡人 巨乳揺らして	新 東 宝 映 画
〃	密通の宿 悦びに濡れた町	オ ー ピ ー 映 画
〃	快感ヒロイン ぷるるん捜査線	〃

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成31年3月8日

石川県告示第78号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成31年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2019年4月号 (04333-04)	(株) ジ ー ノ ッ ト

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成31年3月8日

石川県告示第79号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があつた。

平成31年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除予定保安林の所在場所

白山市白峰十六号2の22・2の28（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2の9、2の15

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

1 解除予定保安林の所在場所

白山市白峰二十号1の28

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

1 解除予定保安林の所在場所

白山市白峰十六号2の22・2の28（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2の26、2の27

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第80号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、白峰漁業協同組合に係る遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 漁業権者の名称及び住所

白峰漁業協同組合
白山市白峰口9番地

- 2 漁業権の免許番号
内共第11号、内共第12号、内共第13号、内共第14号及び内共第15号
- 3 認可に係る変更の内容
次のとおり遊漁規則第7条第1項の表を改正する。

魚 種	漁 具 漁 法	期間	遊 漁 料
いわな及びやまめ	竿釣	1日	2,000円
		1年	6,000円

- 4 変更認可年月日
平成31年3月1日
- 5 変更後の遊漁規則の施行の日
平成31年3月1日

公 告

県有財産貸付入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
自動販売機設置に係る県有財産貸付
- (2) 貸付けする施設及び貸付面積並びに販売品目

物件番号	施 設 場 所 名	財産区分	貸付面積	販 売 品 目	設置台数
1	石川県消費生活支援センター 1階消費者展示コーナー横	建物	1.44㎡	飲料 (缶・ペットボトル)	1台
2	石川県立七尾産業技術専門校 実習棟1階渡廊下横	建物	1.80㎡	飲料 (缶・ペットボトル)	1台
3	石川県立能登産業技術専門校 1階渡廊下自動販売機コーナー	建物	1.40㎡	飲料 (缶・ペットボトル)	1台
4	石川県立図書館 1階玄関ホール	建物	1.94㎡	飲料 (缶・ペットボトル)	1台

(3) 貸付期間

物件ごとの貸付期間は次のとおりとする。

物件番号	施 設 名	貸 付 期 間
1	石川県消費生活支援センター	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(1年間)
2	石川県立七尾産業技術専門校	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで(3年間)
3	石川県立能登産業技術専門校	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで(3年間)
4	石川県立図書館	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで(2年間)

(4) 入札価格

入札価格は貸付期間中の貸付料の総額とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。)をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

入 札 日 時	開札日時	入札及び開札の場所
平成31年3月18日(月) 13時30分	入札後、即時	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階603会議室

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度の競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 法人にあっては石川県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては石川県内で事業を営んでいる者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務について、過去3年間に2年以上自ら管理・運営している実績を有している者であること。

3 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約内容に関する事項
入札案内書に記載のとおり
- (2) 入札案内書の交付場所
石川県総務部管財課資産活用室
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

4 入札参加申込の方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す一般競争入札参加申込書兼有財産借用願書及び添付書類を(2)の申込期限までに、石川県総務部管財課資産活用室まで持参又は簡易書留により送付しなければならない。
- (2) 申込期限
平成31年3月15日(金)17時(簡易書留による場合も、期限内必着とする。)

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書、その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 貸付料の納入

貸付料は落札価格とし、年度ごとに、石川県が発行する納入通知書により、年額を指定の期日までに納入する。ただし、年2回の分割納入をすることもできる。

(5) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(6) 問合せ先

石川県総務部管財課資産活用室
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階
電話番号 076-225-1266

石川県土地利用基本計画の変更に係る要旨の公表

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定めた石川県土地利用基本計画を変更したので、その要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係書類は、石川県企画振興部企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更の要旨

石川県土地利用基本計画に表示する農業地域及び森林地域の一部変更

区 分	変 更 前		変 更 後	
	面 積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)	面 積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)
農業地域	221,399	52.9	221,376	52.9
森林地域	294,918	70.5	294,810	70.4

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 松本よし子から、次のとおり争議行為を行う旨平成31年2月27日通知があった。

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

平成31年3月14日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる事業場における組合員が従事する全職場

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団済生会石川県済生会金沢病院

金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院

金沢市田中町ハ16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター

金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院

金沢市沖町ハ15番地 独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院

七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院

七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園

七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院

羽咋市柳橋町堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院

能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里

小松市下栗津町み1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所

輪島市堀町1字13番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所

金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック

- 金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック
- 金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり
- 金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院
- 金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会
- 金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所
- 金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて
- 金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし
- 金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ
- 金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい
- 能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし
- 羽咋市東川原町柳橋74番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの
- 金沢市京町20番15号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業協同組合
- 金沢市北安江2丁目10番18号 公益社団法人石川勤労者医療協会おたっしゅホーム城北
- 金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼらーと
- 金沢市浅野本町2丁目18番26号 一般社団法人いしかわゆめ福祉会サービス付き高齢者向け住宅ほやね城北
- 羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 土地区画整理事業の名称
能美市吉原釜屋産業団地土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
能美市土地開発公社
- 3 事務所の所在地
能美市来丸町1110番地
- 4 施行認可の年月日
平成28年7月27日
- 5 変更認可の年月日
平成31年2月28日
- 6 変更の内容
事業施行期間
平成28年8月5日から平成32年3月31日まで

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

平成31年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

野々市市柳町土地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
北 川 忍	野々市市柳町102番地	平成31年2月26日

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市浜北口4番1	幅員 6.00m 延長 46.91m	かほく市内日角五丁目11番地 有限会社リアル・エステート	平成31年2月18日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県立学校児童生徒等の尿検査(一次)業務

(2) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(3) 業務内容

県立高等学校及び県立中学校の生徒並びに県立特別支援学校の幼児、児童及び生徒約24,000人に係る尿検査(一次)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成31年3月8日(金)から同月14日(木)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局保健体育課

エ 提出方法

持参により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成31年3月19日(火)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎18階
石川県教育委員会事務局保健体育課
電話番号 076-225-1851(内線5675) FAX番号 076-225-1854

(2) 交付期間

平成31年3月8日(金)から同月14日(木)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

平成31年3月22日(金)午後3時
石川県庁行政庁舎18階 保健体育課

6 入札方法

入札金額は、1(1)の業務の1人当たりの手数料の額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

(4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法の規定によるコイの持出しの禁止（平成16年石川県内水面漁場管理委員会指示第1号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成31年3月8日

石川県内水面漁場管理委員会

会長 八 田 伸 一

2中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

石川県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業の免許（平成25年石川県告示第1号）及び漁業の免許（平成28年石川県告示302号）に掲げる共同漁業権漁場の平成31年度目標増殖量を次のとおり定める。

平成31年3月8日

石川県内水面漁場管理委員会

免許番号 (漁場名)	目 標 増 殖 量											あゆ 産卵床 m ²
	増 殖 手 法											
	放					流						
あゆ kg	こい kg	ふな kg	いわな kg	やまめ kg	やまめ (さくら ます) kg	うなぎ kg	わか さぎ 万粒	ぬま ちちぶ kg	てなが えび kg	かじか 尾		
内共第1号 (大聖寺川)	600			60		36	10					
内共第2号 (柴山潟)		60	130				25					
内共第3号 (動橋川)	350	5	5	9		9	20		10	10	2,500	
内共第4号 (大杉谷川)	88			40	40							
内共第5号 (手取川・大日川)	1,114			42		84						5,000
内共第6号 (直海谷川)				68	57							
内共第7号 (瀬波川)				72	15							
内共第8号 (尾添川)				57	8							
内共第9号 (御坊谷川)				7	4							
内共第10号 (大日川)				67	12							
内共第11号 (下田原川)				72	30							
内共第12号 (赤谷川)				63	21							
内共第13号 (手取川)				439	24							
内共第14号 (大嵐谷川)				30								
内共第15号 (小嵐谷川)				25								
内共第16号 (犀川)	850			15		45					5,000	2,000

内共第17号 (浅野川)	920			9		21					3,000	
内共第18号 (森下川)	100					9						
内共第19号 (大海川)	210			25		60						
内共第20号 (邑知潟)			160									
内共第21号 (赤浦潟)		20						100				
内共第22号 (河原田川)	180											500
内共第23号 (町野川)	185	4									2,000	
内共第24号 (手取川)	486					60						
計	5,083	89	295	1,100	211	324	55	100	10	10	12,500	7,500

注1 こい及びふなについては、1尾当たりの重量を2g以上とする。

2 いわな、やまめ及びやまめ(さくらます)については、1尾当たりの重量を3g以上とする。

3 あゆについては、1尾当たりの重量を3.5g以上とする。

4 ぬまちちぶについては、1尾当たりの重量を5g以上とする。

5 てながえびについては、1尾当たりの重量を4g以上とする。

6 かじかについては、1尾当たりの重量を0.3g以上とする。